

## 徳島県情報公開審査会答申第196号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年6月28日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「別紙の内容に関する書類（H28.6.28日現在）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、本件請求の対象公文書として示されている「別紙」とは審査請求人が実施機関に対して提出していた平成28年6月27日付け公文書公開請求書（以下「6月27日公開請求書」という。）の写し、平成28年6月24日付け公文書公開請求書（以下「6月24日公開請求書」という。）の写し、平成28年4月20日付けで中国四国農政局農村振興部土地改良管理課（以下単に「農政局」という。）から審査請求人に送付された文書（以下「4月20日農政局回答」という。）の写し及び平成18年12月12日付け新聞記事の切り抜きの写しのことである。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年7月11日、本件請求に対して、「公開請求に係る公文書を保有していないため」として、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月14日、本件処分を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成29年4月26日、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

県は、国からの指導文書がありながら、あるべき書類を隠しているのはおかしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、平成28年4月1日付けで審査請求人が国と実施機関に提出した請願書の件で、実施機関（南部総合県民局産業交流部(阿南)）が〇〇土地改良区に対して「指導した書類」と、当該請願書の件で、国が実施機関（南部総合県民局産業交流部(阿南)）に指導したとすることについて記録した文書と推察される。

このことについて、確認したところ、審査請求人が国と実施機関に提出した請願書の件で、南部総合県民局産業交流部(阿南)が〇〇土地改良区に指導した事実はないことから「指導した書類」は存在しない。また、審査請求人が国と実施機関に提出した請願書の件で、国が実施機関を指導したとする書類については、国との協議は実施機関のうち農林水産基盤整備局農山漁村振興課が行うものであることから、国が実施機関に指導したとする書類については南部総合県民局産業交流部(阿南)には存在しない。

以上により、本件請求に係る公文書は保有していない。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年4月26日	諮問
令和元年7月24日	審議（第163回審査会）
同 年9月20日	審議（第164回審査会）
同 年10月10日	実施機関からの口頭理由説明， 審議（第165回審査会）
同 年10月30日	審議（第166回審査会）
同 年12月9日	審議（第167回審査会）

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 前提事実

当事者間に争いのない事実、当審査会において顕著な事実及び当事者の主張の全趣旨により容易に認められる事実は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年4月1日、国（農林水産省）の出先機関である中国四国農政局長及び実施機関に対し、〇〇土地改良区の運営に関して同土地改良区に対して指導監督を行うよう請願書を提出した。
- (2) 農政局は、審査請求人に対する(1)の請願書に関する応答として、土地改良区の運営等に関する指導監督は都道府県が行うべきものなので徳島県に問合せするよう促す旨の平成28年4月20日付けの文書（4月20日農政局回答）を送付した。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月24日、「H28. 6. 20日岡山（農政局）〇〇課長より徳島県〇〇課長に〇〇土地改良区に対して指導する電話回答から南部総合県民局産業交流部に連絡及び協議通知等の関係書類（復命含む）。」に関する公文書公開請求（以下「6月24日公開請求」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、平成28年6月27日、6月24日公開請求書の写し及び4月20日農政局回答の写しを「別紙」として添付し、「別紙の内容に関する書類（H28. 6. 27日現在）と〇〇土地改良区に対する県が指導等を行った書類含む。」の公開を求める公文書公開請求（以下「6月27日公開請求」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、平成28年6月28日、6月27日公開請求書の写し、6月24日公開請求書の写し、4月20日農政局回答の写し及び平成18年12月12日付け新聞記事の切り抜きの写しを「別紙」として添付し、本件請求を行った。
- (6) 農政局は、審査請求人に対し、土地改良区の運営に関する指導監督は徳島県が行うべきものであること、及び徳島県に対して引き続き適切に対応するよう依頼したことを示した平成28年6月29日付けの文書を送付した。
- (7) 審査請求人は、平成28年7月4日、「国（農政局）から県（農山漁村振興課、南部総合県民局産業交流部（阿南））に指導した書類（〇〇土地改良区）に対するもの」の公開を求める公文書公開請求を行った。
- (8) 実施機関は、(3)の6月24日公開請求に対して、平成28年7月7日付け農山第3036号、同月5日付け農業第3034号及び同月4日付け南総第25183号において、それぞれ請求に係る公文書を保有していないことを理由として請求拒否決定を行った。これらの実施機関の決定に対して審査請求人から不服申立てはなされていない。
- (9) 実施機関は、(4)の6月27日公開請求に対して、平成28年7月11日付け農山第3039号、同月8日付け農業第3039号及び同月11日付け南総第25198号により請求拒否決定を行った。決定の理由は、同日付け農山第3039号にあっては、請求に係る公文書の一部については存否を応答すること自体が条例第8条第1号に規定する個人に関する情報を公開することになるからとし、その他の部分については当該文書を保有していないからとし、同月8日付け農業第3039号及び同月11日付け南総第25198号にあっては、請求に係る公文書を保有していないからとしている。
- (10) 実施機関は、本件請求（(5)の公文書公開請求）に対して、平成28年7月12日付け農山第3040号、同月11日付け農業第3040号及び本件処分（同日付け南総第25199号）により請求拒否決定を行った。決定の理由は、同月12日付け農山第3040号及び同月11日付け農業第3040号にあっては、請求に係る公文書の存否を応答すること自体が

条例第8条第1号に規定する個人に関する情報を公開することになるからとし、本件処分にあつては、請求に係る公文書を保有していないからとしている。

- (11) 審査請求人は、平成28年7月14日、(9)の実施機関の決定のうち、同月11日付け農山第3039号及び同月11日付け南総第25198号による決定について、実施機関に対して審査請求を行った。
- (12) 審査請求人は、平成28年7月14日、本件処分を含む(10)の実施機関の決定の全てについて、実施機関に対して審査請求を行った。
- (13) 実施機関は、(7)の公文書公開請求に対して、平成28年7月19日付け農山第3060号、同月15日付け農業第3042号及び同月19日付け南総第25212号において、それぞれ請求に係る公文書を保有していないことを理由として請求拒否決定を行った。
- (14) 審査請求人は、平成28年7月20日、(13)の実施機関の決定のうち同月19日付け南総第25212号による決定について、実施機関に対して審査請求を行った。
- (15) 実施機関は、平成29年3月9日、(14)の審査請求に係る事案を当審査会に諮問し、当審査会は平成31年3月1日に実施機関の決定は妥当である旨を答申した。

## 2 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求の対象文書である「別紙の内容に関する書類」を、1(1)の請願書の件で実施機関（南部総合県民局産業交流部(阿南)）が〇〇土地改良区に対して「指導した書類」及び農政局が実施機関に対して指導したとすることについて記録した資料としている。

これらを本件請求書の添付書類等から補足すると、1(1)の請願書及び平成28年6月20日に農政局の課長から徳島県農林水産基盤整備局農山漁村振興課長への電話連絡（以下「6月20日電話連絡」という。）を受けた後の対応（電話連絡時の実施機関から農政局への回答、電話連絡を受けて実施機関の担当部局への連絡・通知、担当部局間の協議その他の対応）について記録された公文書であつて本件請求の請求をした日（平成28年6月28日）時点でのもの（以下「本件請求対象文書(1)」という。）及び1(1)の請願書及び6月20日電話連絡を受けて〇〇土地改良区に対して同土地改良区の運営に関して行った指導等に係る公文書（以下「本件請求対象文書(2)」という。）と推察される。

## 3 本件処分の理由の妥当性について

実施機関は、1(1)の請願書に関して、農政局から実施機関に対する指導等があつたことを示す記録等はなく、また、実施機関が〇〇土地改良区に対する指導等も行っていないので、本件請求に係る公文書を保有していないと主張している。

実施機関は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定された都道府県知事が行う事務を行うこととされているが、土地改良区の運営に対する指導・監督等については、同法により義務づけられている場合を除いては、いつ、どのように指導等を行うかについて特段の定めはなく、実施機関の裁量に委ねられていると言える。このことは、

仮に国からの指導があったとしても同様と解される。

審査請求人は、1(1)の請願書において〇〇土地改良区に対する指導監督を求めているが、同土地改良区にどのような非違行為があったかについては具体的な主張はなく、他に実施機関が同土地改良区に対して何らかの指導等をすべき義務が生じていたことを伺わせる事情も見当たらない。

また、審査請求人は「国からの指導文書がありながら、あるべき書類がないのはおかしい」としているが、国からの指導文書及びその文書を受けて本件請求に係る公文書が存在していたことを裏付ける事実は特に見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求対象文書(1)及び本件請求対象文書(2)を作成し、又は取得しておらず、当該文書を保有していなかったとしても、特に不自然、不合理な点はない。

#### 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由として公文書公開請求を拒否した本件処分は、妥当であると判断した。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	令和元年8月1日から
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	令和元年8月1日から
益田 歩美	弁護士	令和元年7月31日まで
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	令和元年7月31日まで